

2 届出のされなかった景観計画区域内の行為について（報告）

【顛末】

- ・平成29年10月12日（木）

山武市内の空き店舗で営業を始めようとする甲社の代理人である乙社が、屋外広告物の相談で来庁した。

当該店舗が延床面積500㎡を超えるものであれば、景観条例の届出対象になることを乙社に伝え、景観計画の概要版を渡した。

当該建築物の延床面積は、1,292㎡であった。

- ・同年10月13日（金）

乙社来庁 景観計画区域内の届出について、以下のことを伝える。

- ・行為着手30日以上前までに届出をすることが法的に必要である。
- ・色彩基準として、使用する色を基準値内に抑える必要がある。
- ・企業カラーであれば考慮する。その際は「景観形成基準によるチェックリスト」に理由を詳細に記載するとともに、企業カラーであることを証する資料(全国展開している既存店舗の写真など)の添付を要する。

- ・同年10月24日（火）

市から乙社に架電 屋外広告物の件にあわせて、着工予定日を尋ねるが、未定との回答であった。

- ・同年10月25日（水）

当該店舗の色彩の変更が終了している疑いがあると職員から通報があった。現地確認をしたところ、足場もなく、塗装工事が完了していると判断した。

- ・同年11月2日（金）

無届の状況を確認するため、11月2日付けで照会文書を甲社（山武市内の支店）に持参した。

- ・同年11月17日（金）

11月2日付けの照会文書に対する11月16日付の報告書が到着した。

- ・同年11月29日（水）

甲社の委任を受けた乙社に、届出保留の通知を郵送した。乙社に架電し、届出を保留することを伝えたところ、乙社は了承した。

平成30年3月29日（木）

甲社に次ページ（裏面）の文書を持参した。

平成30年10月31日現在 甲社からの意見等はない。

平成30年3月29日

様

山武市都市整備課長

山武市景観計画区域内行為届出書について（通知）

平成29年11月29日付けで通知した標記のことについて、受理を保留としていましたが下記理由により不受理とします。

記

- 1 着手前に景観法第16条第1項及び山武市景観条例第11条第1項の規定による届出をしなかったこと
- 2 山武市景観形成基準に適合していないこと
- 3 平成29年11月16日付けの理由書における貴社のコーポレーションカラーとの意見について山武市景観審議会と協議した結果、本案件についてコーポレーションカラーとまでは判断できないこと

以上

《 お問合せ先 》

〒289-1392 山武市殿台296番地

山武市役所 都市整備課 都市計画係

TEL 0475-80-1191 担当：土佐、田中

FAX 0475-82-2107